

# ふれあい収集

## 1. ふれあい収集とは？

高齢や障がいなどの理由により、家庭ごみを指定の集積場所まで出すことが困難な世帯を対象に、町収集員がご自宅の玄関先でごみの収集を行います。また、ごみの収集時に各世帯に対して声掛けをおこない、安否の確認も同時に行います。

## 2. 対象となる世帯は？

川西町内に住所を有し、かつ、居住する高齢者や障がい者等であって、次の(1)から(3)のいずれかに該当する方のうち、自ら集積場所までごみを出すことが困難であり、親族や近隣者など身近な人の協力が得られない方を対象とします。

- (1) 要介護1以上の方でかつ介護保険制度のホームヘルプサービスを利用されている方
- (2) 障害福祉サービスの支援費制度でホームヘルプを利用されている方
- (3) 上記のほか、同等な状態にあると町長が認める方

※同居者がいる場合は、同居者全員が(1)～(3)のいずれかに該当することが必要です。

## 3. 収集の内容は？

これまでと同様、「家庭ごみ分別の手引き」に従って分別していただき、町指定のごみ袋に入れ、町の指定した日に出してください。

## 4. 申請から収集までの流れは？

### (1) 申請書の入手



申請書は、住民保険課の窓口で配布しています。

### (2) 申請書を提出



必要事項をご記入のうえ、住民保険課の窓口へご提出ください。  
※代理の方（親族、介護支援専門員、民生委員等）でも申請ができます。

### (3) 訪問調査



申請書を提出後、後日、住民保険課の職員が申込者の自宅を訪問し、申込者の現状等についてお伺いします。

### (4) 利用の可否を決定



訪問調査後、審査を行い、ふれあい収集の利用を承認するかしないかを決定し、通知します。

### (5) 収集の開始

ふれあい収集の利用が承認されましたら、決定通知書に明記してあります収集開始日から収集を開始します。

## お申し込み・お問い合わせ

川西町役場 住民保険課：電話 0745-44-2611（直通）  
受付時間：平日8:30～17:15（土・日・祝日を除く）